

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年8月13日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区乳幼児健診未受診者等の状況確認業務委託

#### (2) 業務内容

令和6年6月1日現在、世田谷区に住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で行政サービスを利用していないため、世田谷区が状況を確認できない子ども（中学3年生・15歳までの子ども）について、区から提供する対象者名簿に基づき訪問を実施し、その所在を確認すること。

なお、詳細については事業者募集要項等を参照すること。

#### (3) 履行期間

令和6年11月上旬から令和7年1月下旬

ただし、契約については、こども家庭庁からの本調査実施通知の送付を条件とする。

※ 令和7年度、8年度についても、こども家庭庁からの本調査実施通知の送付、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する。

### 2 応募資格

令和6年8月13日現在、法人格を有し、次に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

### 3 提案書提出者を選定するための基準

本件では、提案書提出者の選定を行わず、応募資格の確認のみ行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 児童相談及び児童虐待防止に関する施策等の理解度及び課題認識等のレベル
- (2) 自治体における訪問業務委託の実績
- (3) 事業実施内容の充実度及び履行の信頼度（個人情報の取り扱い含む）
- (4) 事業実施体制（統括責任者及び業務担当者の経験や資格、配置人材、区との連絡体制等）
- (5) 運営に要する見積経費の妥当性

## 5 公募スケジュール

| 内容         | 日程                    | 備考                                                 |
|------------|-----------------------|----------------------------------------------------|
| 手続開始の公告日   | 8月13日（火）              |                                                    |
| 募集要項の交付    | 8月13日（火）～<br>27日（火）正午 | 区ホームページからのダウンロードによる。                               |
| 参加表明書の提出期限 | 8月27日（火）午後5時          | 持参とする。                                             |
| プロポーザル招請通知 | 8月29日（木）              | 参加資格を満たしている場合はプロポーザル招請通知を、満たしていない場合は非招請通知を郵送で送付する。 |
| 質問書の提出期限   | 9月10日（火）午後5時          | 電子メールとする。（送付後、6（1）に記載の担当所管課まで連絡を行うこと。）             |
| 質問書への回答    | 9月17日（火）              | 質問内容及び回答は、公募参加資格のある全事業者へ電子メールで送付する。                |
| 提案書の提出期限   | 9月26日（木）午後5時          | 持参とする。                                             |
| 審査（書類審査）   | 10月1日（火）～<br>10月8日（火） | 書類審査で事業者を選抜する。                                     |
| 審査結果通知     | 10月11日（金）             | 審査結果通知は、全事業者へ郵送する。                                 |
| 契約締結       | 10月下旬                 |                                                    |

## 6 手続き等

### （1）担当所管課

【住所】〒156-0043 世田谷区松原6丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

【所管】世田谷区子ども・若者部児童相談支援課（担当）鈴木、山田

【電話】03-6304-7745

【FAX】03-6304-7786

【E-mail】[sea03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:sea03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

受付時間：午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）

### （2）募集要項の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和6年8月13日（火）から令和6年8月27日（火）正午まで

交付場所及び方法：上記（1）担当所管課にて配付又は世田谷区ホームページからダウンロード（ホーム > 目次から探す > 子ども・教育・若者支援 > 子どもに関する条例・計画・方針等）にて公開）

### （3）参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年8月27日（火）午後5時まで（必着）

提出場所：上記（1）担当所管課

提出方法：持参

### （4）質問書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年9月10日（火）午後5時まで（必着）

提出場所：上記（1）担当所管課

提出方法：電子メール

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年9月26日（木）午後5時まで（必着）

提出場所：上記（1）担当所管課

提出方法：持参

## 7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容をもとに随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

6（1）担当所管課

(4) 契約保証金

免除とする。

(5) 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、応募事業者が作成した書類の内容を無償で利用できるものとする。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 情報公開

区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができるものとする。

(7) 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募者の負担とする。

(8) 関係機関への取材制限

本業務に係る区役所担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。

(9) 書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募事業者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

(10) 追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることがある。